(平成19年5月29日決裁)

(設置)

第1条 市内在住の全ての高齢者等の包括的ケアを行うため、関係機関及び関係諸団体と協力して効果的な介護予防、生活支援サービス等を総合的に調整し、地域ケアの総合調整を図るため、各務原市高齢者包括ケア会議(以下「包括ケア会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 包括ケア会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 高齢者等の権利擁護及び虐待に関すること。
 - (2)介護保険受給対象外者に対する介護予防及び生活支援サービスの調整に関すること。
 - (3) 要支援及び要介護認定者のケアに関すること。
 - (4) 介護保険サービス事業者の指導及び支援に関すること。
 - (5) 地域ケアの統括、指導及び支援に関すること。
 - (6) その他高齢者等に係る各種サービス等の総合調整に関すること。

(組織)

- 第3条 包括ケア会議は、次に掲げる関係機関等の者をもって構成する。
 - (1) 各務原市地域包括支援センター 各1人
 - (2) 各務原市介護保険サービス事業者協議会の職員 2人
 - (3) 公立学校共済組合東海中央病院の職員 1人
 - (4) 各務原市シニアクラブ連合会会長
 - (5) 各務原市民生委員・児童委員協議会会長
 - (6) 各務原市近隣ケアグループ代表
 - (7) 岐阜地方法務局人権擁護課職員 1人
 - (8) 人権擁護委員 1人
 - (9) 各務原警察署の署員 1人
 - (10) 岐阜保健所の職員 1人
 - (11) 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会の職員 2人
 - (12) 各務原市健康福祉部高齢介護課長
 - (13) 各務原市健康福祉部社会福祉課の職員 1人

- (14) 各務原市健康福祉部高齢介護課の職員 1人
- (15) 各務原市健康福祉部健康づくり推進課の職員 1人
- 2 包括ケア会議に議長を置く。
- 3 議長は、各務原市健康福祉部高齢介護課長をもって充て、会務を総理する。 (包括ケア会議)
- 第4条 包括ケア会議の会議は、議長が招集する。
- 2 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 包括ケア会議に、虐待防止に関する分科会を設置することができる。 (地域ケア会議)
- 第5条 包括ケア会議に、地域ごとの特性に応じたネットワークを構築し、支援内容 の検討を通して地域の課題解決を図るための会議(以下「地域ケア会議」という。) を設置することができる。
- 2 地域ケア会議は、審議事項を包括ケア会議に報告しなければならない。
- 3 地域ケア会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。 (守秘義務健康づくり推進課)
- 第6条 包括ケア会議の委員及び地域ケア会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 包括ケア会議の庶務は、各務原市社会福祉協議会の協力を得て、各務原市健 康福祉部高齢介護課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、包括ケア会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 各務原市地域ケア会議設置要綱(平成13年1月29日決裁)は、廃止する。附 則(平成26年5月1日決裁)
 - この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成27年4月1日決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月6日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和7年3月31日決裁)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。